

平成24年度 在宅介護支援センター 事業計画

○ 運営方針

地域包括支援センターのブランチ(地域型支援センター)として、高齢者及びその家族からの相談受付、在宅生活を継続するための支援、地域に対する専門的な支援を行い、総合相談支援事業の推進に努める。

○ 活動内容

1. 総合相談支援業務

A) 地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者・関係機関(行政機関等)とのネットワーク構築を図る。

B) 実態把握

総合相談支援業務を適切に行う前提として、地域におけるネットワークを活用する他、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況についての実態把握を行う。

C) 総合相談

① 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な情報把握等を実施し、専門的・継続的な関与または緊急な対応が必要かどうか判断する。

② 専門的・継続的な総合支援

初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、適切なサービス制度につなぐと共に、当事者や当該関係機関からの、定期的に情報収集を行う。

2. 地域型介護予防教室

地域に住居する一般高齢者に対し、介護予防教室を希望する者を対象とする教室を開催し、介護予防の趣旨と実技についての普及を行う。

3. 家族介護教室

地域において高齢者を介護する者または支援する者を対象とし、介護保険の趣旨やその利用方法、介護方法の講習及び介護者の健康に関する相談を行うための教室を開催する。

4. 運営について

事務処理の効率アップを目的とした設備整備を推進する。

法令遵守の姿勢に疑問があったり、疑義が生じた、或いは生じている事を発見した場合は事業所責任者に報告する。